

独立行政法人日本学生支援機構  
給付奨学生採用候補者に係る推薦基準

神奈川県立城郷高等学校

- 1 独立行政法人日本学生支援機構（以下、日本学生支援機構という。）の給付型奨学金制度における給付奨学生採用候補者については、日本学生支援機構が示す給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）（以下、ガイドラインという。）に基づき、校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会（以下、選考委員会という。）において選考し、校長が決定したものを日本学生支援機構に推薦するものとする。
- 2 選考委員会の構成員は校長が別に定める場合を除き、企画会議を構成する教員をもって充てる。
- 3 選考委員会で選考の対象とする者は、ガイドラインに基づき次の（１）～（３）のいずれかに該当する者（生徒及び卒業後２年以内の者（以下「生徒等」という。））の中から給付奨学生採用候補者として推薦を希望する者とする。
  - （１）家計支持者が、市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が０円であること）
  - （２）生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
  - （３）社会的養護を必要とする生徒等であり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として、次の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）
    - ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
    - ・児童心理治療施設（同法第43条の２に規定する施設）
    - ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
    - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
    - ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
    - ・里親（同法第6条の4に規定する者）

4 選考委員会は、次の（１）から（３）の３項目の要件を最低水準として本校の教育目標や実情を勘案した上で、日本学生支援機構があらかじめ示す推薦枠の範囲内で給付奨学生としてふさわしい生徒等を選考するものとする。ただし、社会的養護を必要とする生徒等については、推薦枠にかかわらず推薦できるものとする。

（１）人物について

次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 進学目的及び進学後の将来の展望が明確である。

イ 本校生徒にふさわしい学校生活を送っていると認められる。

（２）健康について

定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められる。

（３）学力及び資質について

次のア～ウのいずれかに該当すること。

なお、社会的養護を必要とする生徒等はウに該当すること。

ア 次の（ア）又は（イ）に該当する者。

（ア） 1、2学年におけるすべての教科・科目の評定の平均が4.0以上の者。

（イ） （ア）に準じる学習成績を収め、学習状況から努力し成長していることが認められる。

イ 次の（ア）～（ウ）のいずれか又は類似の活動が認められ、かつ、1、2学年におけるすべての教科・科目の評定の平均が3.0以上の者。

（ア） 特別活動又は部活動に積極的に参加し、優れた成果を収めている。あるいは、その活動を通して著しい成長が認められる。

（イ） 生徒会の役員等を経験し、優れた成果を収めている。あるいは、その活動を通して著しい成長が認められる。

（ウ） ボランティア活動等に積極的に参加し、優れた成果を収めている。あるいは、その活動を通して著しい成長が認められる。

ウ 社会的養護等を必要とする生徒等であって、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者。

（ア） 特定の分野において、優れた成果を収めている。

（イ） 特定の科目において、優れた学習成績を収めている。

（ウ） 進学先での学修に対する意欲が認められる。

（平成29年6月29日決定）